

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

平成27年12月1日

（照会者名） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成27年10月28日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1 論点その1について

金銭の貸借を内容とする契約に係る以下の①から③の各行為は、原則として、貸金業法第2条第1項に規定する「金銭の貸借の媒介」（以下「金銭の貸借の媒介」という。）に該当する。

- ① 契約の締結の勧誘
- ② 契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 契約の締結に向けた条件交渉

2 論点その2について

(1) 金銭の貸借に関して以下の①から③の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、金銭の貸借の媒介に至らない行為といえる場合もある。

- ① 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等（以下「契約申込書等」という。）の単なる配布・交付

- ② 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収
 - ③ 住宅ローン等の説明会における一般的な住宅ローン商品の仕組み・活用法等についての説明
- (2) 上記(1)①の行為について、契約申込書等の単なる配布又は交付を超えて、配布又は交付する契約申込書等の記載方法等の説明まで行う場合には金銭の貸借の媒介に当たることがあり得る。
- (3) 上記(1)②の行為について、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、金銭の貸借の媒介に当たることがあり得る。

3 論点その3について

資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為は、資金の融通を受けたい者又は資金の融資を行いたい者のどちらのために行われているかを問わず、金銭の貸借の媒介に該当する。

なお、金銭の貸借の媒介に該当するか否かは、金銭の貸借を内容とする契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断されるものであり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに金銭の貸借の媒介に該当しないと判断することは適切でない。